

論文賞、技術賞、フロンティア賞、博士論文賞の選考等に関する細則

(規定事項)

第1条 この細則は、論文賞、技術賞、フロンティア賞、博士論文賞を選考するにあたっての基準、方法等に関する事項を規定する。

(受賞候補者)

第2条 技術賞やフロンティア賞を授与されるものは、当該業績に関与したものであって、2者以上の正会員および学生会員や2団体以上の賛助会員にまたがることを妨げない。また、その筆頭応募者が正会員および学生会員や賛助会員の場合、共同応募の法人等は賛助会員でないことを認める。

2. 論文賞の受賞者は当該論文に関与したものであって、2者以上の正会員および学生会員にまたがることを妨げないが、論文の第1著者は正会員または学生会員でなくてはならず、また、受賞者は会員に限る。
3. 博士論文賞の受賞者は当該論文を作成したものであって、正会員または学生会員でなくてはならない。

(推薦書の提出)

第3条 推薦者は、所定の様式による推薦書1部を作成し、募集要項に定める応募期限までに選考委員会に提出する。

2. 前項の提出の際、当該業績に関する参考資料を添付することができる。
3. 選考書類に著しく不備がある場合は、原則として欠格とする。ただし、その判断は、委員会による審議の結果を受けて行う。

(選考基準)

第4条 選考にあたっては、次の項目について評価し、受賞候補をしばるものとする。

論文賞:独創性、独自性あるいは先駆性

技術賞:汎用性、発展性、応用性あるいは他への影響度

フロンティア賞:開拓性、新規性、独創性、発展性

博士論文賞:課題の明確化、従来研究のレビュー、研究の進歩性、結果の検証、記述のクオリティ (ISRM By-law No. 7 に示された Rocha メダルの5つの評価項目)

(受賞候補数)

第5条 受賞候補数は、原則として論文賞2件以内、技術賞2件以内、フロンティア賞1件以内、博士論文賞1件以内とする。但し応募数、内容等により変更することができる。

(受賞候補の決定)

第6条 受賞候補の決定は、別に定める論文賞、技術賞、フロンティア賞、博士論文賞候補の選考基準による。

(賞状等の授与)

第7条 受賞者には、賞状と盾を授与する。

2. 1件の受賞者数が2を越えるときは、その越えるものについて盾を有償とすることができる。

(実施期日)

第8条 この細則は、平成16年6月15日より実施する。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、委員会において行うことができる。ただし、改廃の内容と経緯は、理事会に報告しなければならない。

平成16年6月15日	制定
平成21年3月18日	選考委員会 変更
平成21年4月27日	理事会 報告
平成22年3月19日	選考委員会 変更
平成22年5月14日	理事会 報告
平成24年10月4日	理事会 変更
平成25年1月29日	選考委員会 変更
平成25年3月22日	理事会 報告
平成26年1月23日	選考委員会 変更
平成26年3月18日	理事会 報告
平成27年11月18日	選考委員会 変更
平成28年3月31日	理事会 報告